

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 障害自立支援課]

事業名
7款 2項 3目 特別障害者手当等給付事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	7-2-3 1
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源
令和3年度	1,073,251	804,782		206	0	268,263
補助事業 単独事業		補助率 %				
令和2年度	1,064,216	797,729		575		265,912
増△減	9,035	7,053	0	△369	0	2,351

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	1,092,500	1,088,368	1,088,908
算 市債+一般財源	272,669	271,745	271,887
決 事業費	1,054,393	1,055,847	1,067,949
算 市債+一般財源	266,068	266,242	271,304

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	1,072,518	1,072,073
算 市債+一般財源	268,319	268,247

方針の確認/決裁
有 () 無

【事業の目的・必要性】

在宅の重度及び最重度障害児者に、その障害から生じる負担の軽減を図るため手当を支給します。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図ります。

手当名	対象者	手当額
特別障害者手当	日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障害者(身障手帳1、2級または知的障害A1程度の障害が重複している者)	月額 27,350 円
障害児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅重度障害児(身障手帳1級及び2級の一部、療育手帳A1程度の障害を有する児童)	月額 14,880 円
経過的福祉手当	20歳以上の旧福祉手当受給者で、次の年金等を受給していない者 ○障害基礎年金、特別障害者手当、特別障害給付金の受給者	月額 14,880 円

【実績及び今後見込み】

各手当受給見込件数×手当額

(件)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度見込	令和3年度予算	
特別障害者手当	27,454	27,865	27,864	28,287	28,513	28,741 件	786,066,350 円
障害児福祉手当	20,817	20,112	19,794	19,288	18,883	18,486 件	275,071,680 円
経過的福祉手当	1,358	1,258	1,121	1,012	908	814 件	12,112,320 円
						手当額計	1,073,250,350 円

【事業開始年度】

昭和61年度

【根拠法令】

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条及び第26条の2

【根拠とするデータ等】

これまでの実績を根拠とした事業計画のため、その他の根拠データはありません。

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	福祉給付係
	渡辺 文夫	石川 裕	天利 春香

(健康福祉局)

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 障害自立支援課]

事業名
7款 2項 3目
在日外国人障害者等福祉給付金支給事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	5,742	0	2,508				3,234
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	5,742		2,508				3,234
増△減	0	0	0	0	0	0	0

歳出		平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	5,454	5,742	5,742	5,742
算 市債+一般財源	3,090	3,234	3,234	3,234
決 事業費	4,821	5,042	5,127	5,127
算 市債+一般財源	4,821	5,042	5,127	5,127

歳出		令和4年度	令和5年度
予 事業費	5,742	5,742	5,742
算 市債+一般財源	3,234	3,234	3,234

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

国民年金等の公的年金を受けるために必要な要件を制度上満たすことのできない在日外国人障害者等の福祉の向上を図るため、福祉給付金を支給します。(事業開始 平成7年度)

給付対象	①基準日に20歳に達しており、かつ障害者であった在日外国人 ②基準日に35歳に達しており、同日から昭和61年3月31日までに障害者となった在日外国人 ③昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの海外在住中に障害者となった日本人 ※基準日：国民年金法から国籍要件が撤廃された昭和57年1月1日
障害程度	重度：身障手帳1・2級、知的障害重度(療育手帳A1、A2)、精神障害重度(障害者保健福祉手帳1級) 中度：身障手帳3級、知的障害中度(療育手帳B1)、精神障害中度(障害者保健福祉手帳2級)
支給制限	生活保護または公的年金受給中は支給停止 障害基礎年金の所得制限を超える場合はその年の9月から翌年8月まで支給停止 同様の趣旨で支給される手当、給付金等受給中は支給停止 養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに入所中は支給停止
支給方法	年4回(6月、9月、12月、3月) 支給月の前3月分を口座振込で支給
支給金額	重度：43,500円/月 中度：31,500円/月

【令和3年度実施内容と期待される効果】

対象者に手当を支給することで、生活の安定を図ります。

【実績及び今後見込み】

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
重度	10	10	10	10	10	11
中度	0	1	1	1	1	0
計	10	11	11	11	11	11

平成28年度～令和元年度は決算件数。令和2年度は現在件数。令和3年度は見込件数。

【事業費の内訳】

	令和2年度	令和3年度	差引	説明
重度	5,742	5,742	0	@43,500×12月×11人
中度	0	0	0	@31,500×12月×0人
計	5,742	5,742	0	

【事業開始年度】

平成7年4月

【根拠法令】

横浜市在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給要綱

【根拠とするデータ等】

これまでの実績を根拠とした事業計画のため、その他の根拠データはありません。

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	福祉給付係
	渡辺 文夫	石川 裕	東 慎一郎

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 障害自立支援課]

事業名	
7 款 2 項 3 目	
障害者手当等事務費	

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	7-2-3 2
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	その他	市債	一般財源
令和3年度	15,417	0	0	0	0	15,417
補助事業 単独事業		補助率	%			
令和2年度	18,516	0				18,516
増△減	△ 3,099	0	0	0	0	△ 3,099

歳出	H29年度	H30年度	R元年度
予 事業費	54,949	35,612	31,076
算 市債+一般財源	42,058	35,612	31,076
決 事業費	51,962	34,432	12,315
算 市債+一般財源	51,962	34,432	12,315

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	15,417	15,417
算 市債+一般財源	15,417	15,417

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

(説明)

各手当の支給に係る事務費

【令和3年度実施内容と今後期待される効果】

(各手当の内容・開始年度・根拠法令等)

手当名	特別障害者手当 障害児福祉手当 経過の福祉手当	神奈川県在宅重度障害者等手当		在日外国人障害者等福祉給付金 支給事業	
対象者	要件に該当する 障害児・者	要件に該当する 障害児・者		要件に該当する 障害者	
支給方法	特別障害者手当 月額 27,350 円 障害児福祉手当 14,880 円 経過的福祉手当 14,880 円	年額 60,000 円 ※平成22年度から制度改正		重度 月額 43,500 円 中度 月額 31,500 円	
支給期間	年4回 支給者本人口座振込	年1回 支給者希望口座振込		年4回 支給者本人口座振込	
事業開始	昭和61年度	昭和48年度		平成7年度	
根拠法令 等	特別児童扶養手当等の 支給に関する法律	神奈川県在宅重度障害者等手当 支給条例・同施行規則		横浜市在日外国人高齢者・ 障害者等福祉給付金支給要綱	

【事業費の内訳】

手当等	R2年度	R3年度	差引	説明
特別障害者手当等	606	606	0	医師謝金等
在宅心身障害者手当 (神奈川県在宅重度 障害者手当)	0	0	0	※※システム改修費 通信運搬費等
外国人福祉給付金	6	6	0	※※システム改修費 扶助費(過年度分追加支給)
計	18,516	15,417	△ 3,099	現況届、振込通知送付

※ 神奈川県在宅重度障害者等手当については、平成22年度からの支給対象者を「極めて重度の障害者」

(横浜市進達対象：約5,000人)とし、年額60,000円支給するよう条例改正(平成21年7月17日条例第64号)を行った。

※※ 福祉保健システムの設計不備による問題点の修正や各事業の制度変更に対応するための改修を行う。

【根拠とするデータ等】

これまでの実績を根拠とした事業計画のため、その他の根拠データはありません。

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	福祉給付係
	渡辺 文夫	石川 裕	天利 春香

(健康福祉局 -)